国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

\bigcirc	\bigcirc	K	\bigcirc	\bigcirc
国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号) (健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)(抄)(係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に	国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四
) (抄) (第三	•	関す	年政
(第四条関係)	一条関係)・・		等に関する政令 (平成-	年政令第四十一号)
	•	•	成十九年政令第三百二十五号)(抄)(第二条関	号) (抄)
•	•	•	政会	<u></u>
•			第二	(第一条関係)
•	•	•	百百	条
•	•	•	$\overline{+}$)
•	•	•	五号	
•	•	•	_	•
•	•	•	(抄)	•
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•	•	()	:
•	•	•	第二	•
•	•	•	条 関	•
37	36	32	IV)	1

係 傍線部分は 改 正部

改

正

案

第五条 る額の合算額とする。 補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げ (組合に対する補助) 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して

イ及びロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た

て「被用者保険等保険者である組合」という。 ^厚生労働大臣が定める組合 ①に掲げる額から②に掲げる額を控除した額) ①に掲げる額(高齢者医療確保法第七条第三 (п, 」という。)にあつては 第四項及び第五項におい 項の から(3)に掲 規定によ

(2) (1) (略) (略) だる額を控除した額 | 令で定めるところにより算定した額の三分の一に相当する| 四条第一項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省 十三条第一 当該組合の被保険者であつて組合特定被保険 下同じ。 項第一 でないものに係る高齢者医療確保法第三十 号イに規定する組合特定被保険者をいう 者 (法第七

(3)

、①に掲げる額から②に掲げる額を控除した額)から③に掲1(①に掲げる額(被用者保険等保険者である組合にあつては げる額を控除した額

(2)(1)当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないも

現

行

分

第五条 う願う とうじ 補助する額は、各組合につき、当該年度における欠りをようにあげ補助する額は、各組合につき、当該年度における欠りをように対して、王条 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して る額の合算額とする。 (組合に対する補助)

イ及びロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た

①に掲げる額から②に掲げる額を控除した額

(1)

(新設)

(2)(略)

被用者保険等保険者である組合」という。) り厚生労働大臣が定める組合 に掲げる額から②に掲げる額を控除した額) (1)に掲げる額 (高齢者医療確保法第七条第三項の規定によ (第四項及び第五項において「 から(3)に掲げる(たあつては、(1)

(2) (1) 当該組合の被額を控除した額 当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者 (法第七

として厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額た額及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者で 齢者交付金がある場合には、当該合算額から、当該組合の働省令で定めるところにより算定した額の合算額(前期高 録第一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて厚生労働省令で定めるところにより算定した額に一から 高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところによ 被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期 のに係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労 に当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないも のに係る前期高齢者納付金の 算定した額に一から付録第一の式により算定した割合を した割合を乗じて得た額を控除した額 一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて得 納付に要する費用

(3)

略)

2 • (略

当該年度における次の各号に掲げる特定給付額の部分の区分に応法第七十三条第二項に規定する特定給付額に係る特定割合は、 当該各号に定める割合とする。

イ 被用者保険等保険者である組合以外のに定める割合 次のイ及びロに掲げる組合の区分に定めるところにより算定した額の三分の一 号及び第三号において同じ。 条第一 組合特定被保険者(指定組合特定被保険者を除く。 項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省令で翌三号において同じ。)に係る高齢者医療確保法第三十 区分に応じ、 に相当する額に係る 当該イ及び 次項第一 口

被用者保険等保険者である組合以外の組 合 当該 組 合の

別

式により算定した割合を控除した割合を乗じて得た額を控式により算定した割合を乗じて得な第一の者でないものに係る前期高齢者交付金の額として厚生労働合算額から、当該組合の被保険者であつて組合特定被保険した額の合算額(前期高齢者交付金がある場合には、当該る費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定 除した額 合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要す ろにより算定した額並びに当該組合の被保険者であつて組 控除した割合を乗じて得た額及び当該組合の被保険者であり算定した額に一から付録第一の式により算定した割合を 0) 十三条第 つて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金 納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるとこ 要する費用の額として厚生労働省令で定めるところによ 下 項 第 でないものに係る前期高齢者納付金の納る 号イ 規定する組合特定被保険者を

いう 付

(3)(略)

(略) (略

2 • (略)

4 当該年度における次の各号に掲げる特定給付額の部分の区分に応 法第七十三条第二項に規定する特定給付額に係る特定割合は、 当該各号に定める割合とする。

号及び第三号において同じ。 を乗じて得た額に係る部分 して厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、 組合特定被保険者(指定組合特定被保険者を除く。 (じて得た額に係る部分) 零一口に掲げる組合の区分に応じ) に係る前期高齢者交付金の額と 当該イ及び 口に定める割 次項第一 次のイ

者医療確保法第三十四条第 用者保険等保険者である組合以外の組合 一項第一号イ(1)及び(2)に掲げ 給付費割合

に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分

ロ 被用者保険等保険者である組合 零

三 (略)

区分に応じ、当該各号に定める割合とする。は、当該年度における次の各号に掲げる特定納付費用額の部分の5、法第七十三条第二項に規定する特定納付費用額に係る特定割合

(略)

一 組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 (前期生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分 (前期生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分を乗じて得た額に係る部分並びに組合特定被保険者に定める治合を乗じて得た額に係る部分並びに組合特定被保険者に定済算定した額がある場合には、当該割合を乗じて得た額に係る部分並びに組合特定被保険者に定めるところにより算定した額に用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に分の百三十

号イ(1)において同じ。)の三分の二に相当する割合る額の合計額に対する同号イ(1)に掲げる額の割合をいう。次高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)及び(2)に掲げて、被用者保険等保険者である組合以外の組合 給付費割合 (

口 (略)

じて得た額 に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2) 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生

別合 (1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 イに定める

三 次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分(前期高齢② 被用者保険等保険者である組合 ロに定める割合

項第二号及び第三号において同じ。) 名額の合計額に対する同号イ⑴に掲げる額の割合をいう。次

した割合 一 被用者保険等保険者である組合 付録第一の式により算定

三 (略)

5

区分に応じ、当該各号に定める割合とする。は、当該年度における次の各号に掲げる特定納付費用額の部分の法第七十三条第二項に規定する特定納付費用額に係る特定割合

(略)

める割合を乗じて得た額に係る部分 千分の百三十、次のイ及び口に掲げる組合の区分に応じ、当該イ及び口に定用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費

イ 被用者保険等保険者である組合以外の組合 給付費割合

口 (略

(新設)

三 次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分(前期高齢

額の部分からニに掲げる部分を除く。)者交付金がある場合には、イからハまでに (1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 一から:(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1) 額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した 組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する部分から二に掲げる部分を除く。) ホに掲げる割合 掲げる特定納付 .費用

費割合の三分の二に相当する割合を控除した割合 一から給付

口~ホ (2)(略)

6

12

(略)

附 則

費等補助金の特例) (病床転換支援金等を納付する組合の 事務費負担金及び 療養給付

ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	(保法の規定による後 並びに高齢者医療確 並びに高齢者医療確	の規定による後期高 り読み替えられた法 り読み替えられた法
	関係事務費拠出金 (期高齢者支援金、後期高齢者支援金、後期高齢者支援金、後	事務費拠出金(以下一金及び出産育児関係事務費拠出の規定による後期高の規定による後期高の規定による後期高の規定による後期高

額の部分から二に掲げる特定納付費用額の部分を除く。) ホ者交付金がある場合には、イからハまでに掲げる特定納付費用 に掲げる割合

- (2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分 額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した 組合特定被保険者に係る前期高齢 者納付金の納付に要する
- (1)費割合を控除した割合 被用者保険等保険者である組合以外の組合 から給る
- (2)

6 \(\)
12 \(\sigma \) ホ (略 (略)

附 則

費等補助金の特例) 病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給

第十三条 ち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それに付録第一の規定を適用する場合においては、これらの規定のう3十三条 令和六年三月三十一日までの間、第一条及び第五条並び ぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

							第一条第一項
う。) 齢者支援金等」とい	号において「後期高高齢者支援金等(同	による後	及び高齢者医療確保				「法」という。)
。)及び高齢者医療者支援金等」という	において「後期高齢齢者支援金等(同号	による後	、高齢者医療確保法	た法	により読み替えられ	則第二十二条の規定	「法」という。) 附

第五条第五項			(削る)			第五条第四項				第五条第三項	(略)				第五条第一項	(略)						
第七十三条第二項	(削る)		(削る)			第七十三条第二項			一号口	第七十三条第一項第	(略)				第七十三条第一項の	(略)				技会等」、		以下「後期高齢者支
附則第七条の規定に	(削る)		(削る)		法第七十三条第二項	だ) 荒み替べっして 附則第七条の規定に	第一号口	法第七十三条第一項	より読み替えられた	附則第七条の規定に	(略)	の	法第七十三条第一項	より読み替えられた	附則第七条の規定に	(略)	という。)病床転換支援金等」	換支援金等(以下「	の規定による病床転	京 准	等という。)並び	「後期高齢者支援金
第五条第五項			二号イ 第五条第四項第			第五条第四項				第五条第三項	(略)				第五条第一項	(略)						
第七十三条第二項	同項第一号		及び第二号			第七十三条第二項			一号口	第七十三条第一項第	(略)				第七十三条第一項の	(略)						
附則第二十二条の規	 三十四条第一項第一 三十四条第一項第一	第一項第二号を確保法第三十四条	項の規定により読み法附則第十三条第一	二項	れた法第七十三条第一	対別第二十二条の規	一項第一号口	れた法第七十三条第	定により読み替えら	附則第二十二条の規	(略)	一項の	れた法第七十三条第	^読み替	附則第二十二条の規	(略)		う。)	転換支援金等」とい	司号において「病末」が見事がある。	南末坛奐支爰金等	確保法の規定による

三 (本) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	(2) (2) (2) に掲げる額 (2) に掲げる額 (1) (1)
三 次の付費用額の部分 ((1) 四 高齢者医療確保法第二年 1 1 1 1 1 1 1 1 1

げる特定納付費用イからハまでに掲 がある場合には、前期高齢者交付金 イ割合 用額の部分を除く でに掲げる特定納 掲げる特定納付費 額の部分からニに 付費用額の部分 (1)|| 被用者保険 険者に係る前期 り算定した額に 用の額として厚 該1)及び2)に定 区分に応じ、当 めるところによ 生労働省令で定 納付に要する費 高齢者納付金の める割合を乗じ に掲げる組合の 次の(1)及び(2) ホに掲げる 定により読み替えら れた法第七十三条第 げる特定納付費用イからハまでに掲 がある場合には、前期高齢者交付金 項 イ割合 用額の部分を除く 掲げる特定納付費 額の部分からニに 付費用額の部分 でに掲げる特定納 険者に係る前期 (1) 部 分 り算定した額に 次のイからハま て得た額に係る める割合を乗じ 該(1)及び(2)に定 区分に応じ、 に掲げる組合の めるところによ 生労働省令で定 用の額として厚 納付に要する費 高齢者納付金の 次の(1)及び(2) ホに掲げる 被用者保険

(2)係る部分 り算定した額に めるところによ 生労働省令で定 用の額として厚 納付に要する費 高齢者支援金の 険者に係る後期 該1)及び2)に定 て得た額に係る める割合を乗じ 区分に応じ、当 に掲げる組合の る組合 一か 等保険者であ 組合 一から 組合特定被保 ら付録第一の 等保険者であ 控除した割合 次の(1)及び(2) 式により算定 当する割合を 給付費割合の した割合を控 三分の二に相 被用者保険 被用者保険

(1) 部 分 める割合を乗じ 該(1)及び(2)に定 て得た額に係る 区分に応じ、当 に掲げる組合の 割合に掲げる額の 等保険者であ 次の(1)及び(2) 療確保法附則 る組合以外の 法第三十四条 齢者医療確保 替えられた高 第十三条の規 及び高齢者医 項第一号イ(1) 医療確保法第 項第一号イ2 対する高齢者 額の合計額に 定により読み イ2)に掲げる 二十四条第 一十四条第 被用者保険 |療確保法第 被用者保険 項第一号 高齢者

| 組合特定被保| 用の額として厚納付に要する費 り算定した額に ころにより算定 として厚生労働 要する費用の額 納付金の納付に 険者に係る介護 生労働省令で定 険者に係る後期 した額に係る部 省令で定めると 高齢者支援金の めるところによ ら付録第一の 組合特定被保 組合特定被保 控除した割合 除した割合 式により算定 等保険者であ 給付費割合を 等保険者であ した割合を控 る組合以外の 被用者保険 一から

口 納付に要する費高齢者支援金の 9 算定した割 する高齢者医 の合計額に対 る額の割合 る組合 付録 等保険者であ 組合特定被保 第二の式によ 第二号に掲げ 療確保法第三 条第一項第二 保法第三十四 高齢者医療確 み替えられた 高齢者医療確 項第一号及び 医療確保法第 る組合以外の 等保険者であ 十四条第一項 規定により読 保法附則第十 二条第一項の 二十四条第 被用者保険 高齢者

(1) 被用者保険 た額に係る部分 納付金の納付に険者に係る介護 働省令で定める 険者に係る前期 割合を乗じて得 及び(2)に定める 定した額に、次 ところにより算 額として厚生労 高齢者交付金の 省令で定めると として厚生労働 要する費用の額 の(1)及び(2)に掲 ころにより算定 に応じ、当該⑴ ける組合の区分 した額に係る部 定める割合(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(7)(7)(8)(9)(1)(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(7)(8)(9)(1)(1)(2)(3)(4)(4)(5)(6)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(12)(13)(14)(15)(15)(16)(17)(17)(17)(18)(18)(18)(18)(19)(19)(10)(11)(11)(12)(12)(13)(14)(15)(15)(16)(17)(17)(18)(18)(19)(19)(11)(11)(12)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(18)(19)(11)(11)(12)(12)(13)(14)(15)(16)(17)(17)(18)(18)(18)(19)(19)< 等保険者であ (2) 組合特定被保 等保険者であ 組合特定被保 に定める割合 被用者保険 分した額に係る部 納付金の納付に険者に係る介護 要する費用の額 働省令で定める 額として厚生労 高齢者交付金の 険者に係る前期 ころにより算定 省令で定めると として厚生労働 係る部分 り算定した額に 生労働省令で定 用の額として厚 険者に係る後期 定した額に、次 ところにより算 納付に要する費 高齢者支援金の の(1)及び(2)に掲 めるところによ |合|| |算定した割 る組合 付録 組合特定被保 組合特定被保 組合特定被保 第二の式によ

(1) 被用者保険 た額に係る部分 (1) 数 割 割 合 該(1)及び(2)に定 (2)区分に応じ、当 険者に係る前期 に掲げる組合の 割合を乗じて得 及び⑵に定める ところにより算 額として厚生労 高齢者交付金の 定した額に、 働省令で定める に応じ、当該⑴ の(1)及び(2)に掲 ける組合の区分 定める割合 (1)外の 組合 当該組 次の(1)及び(2) る組合 イ(2) 等保険者であ 等保険者であ 被用者保険 被用者保険

高齢者交付金の険者に係る前期 (1) 被用者保険 た額に係る部分 納付金の納付に 係る部分 働省令で定める 額として厚生労 ころにより算定 り算定した額に 割合を乗じて得 及び(2)に定める 定した額に、次 ところにより算 した額に係る部 省令で定めると めるところによ 用の額として厚 として厚生労働 要する費用の額 生労働省令で定 に応じ、当該(1) げる組合の区分 の(1)及び(2)に掲 組合 イ(1)に 組合特定被保 組合特定被保 等保険者であ

(1) める割合 該(1) 及び(2) に定 (2) 区分に応じ、当 に掲げる組合の 合 欄に掲げる割 でれ同表の下 る組合 等保険者であ 組合 当該組 の 当該組 合の別表第二 等保険者であ 者一人当たり る組合被保険 次の(1)及び(2) に応じ、それ 所得額の区分 被用者保険 (1) める割合 (2) は関本 (2) (2) (2) 区分に応じ、当 区分に応じ、当 区分に応じ、当 (1) 被用者保険 た額に係る部分 (2) 割合を乗じて得 及び2に定める げる組合の区分 に 定 組合 イ (2) (2) 組合 当該組 の 当該組 等保険者であ 等保険者であ 合の別表第一 る組合被保険 者一人当たり の上欄に掲げ ぞれ同表の下 に応じ、それ に掲げる割 得額の区分 被用者保険

| (2) | (2) | (3) | (4) | (4) | (5) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7) | (7

兀 三の上欄に掲げる ホ 部分以外の部分 組合被保険者一人 (2) (2) 前三号に掲げる る組合 等保険者であ 骨に掲げる割 る組合被保険 の上欄に掲げ 一の別表第二 の別表第二 次の(1)及び(2) ぞれ同表の下 等保険者であ る組合 イク 等保険者であ 定める割合 者一人当たり に定める割合 所得額の区分 に応じ、それ 被用者保険 被用者保険

	<u>///.</u>	
二条、第四条、第 うち次の表の上欄 うち次の表の上欄 れぞれ同表の下欄	第十四条 令和八年 の特例)	付録第一
第二条第一項 第七十条第一項 対則第七十条の規定を適用する場合においては、及び第二十条の規定を適用する場合においては、上条、第四条、第四条の二、第九条から第十一条	-三月三十一日までの等を納付する都道府	(略) (略) (略) (略) (略) (第) (第)
大第七十条第一項 法第七十条第一項 法第七十条第一項 法第七十条第一項 大り読み替えられた より読み替えられた より読み替えられた より読み替えられた より読み替えられた 大り売み替えられた 大り売み替えられた 大り売み替えられた 大り売み替えられた 大り売み替えられた 大り売み 大り売り 大り	四条 令和八年三月三十一日までの間、都道府県について、第特例)	一
<u></u>		
第二条第一項 がる実句とする。 の二、第九条から がる 関 に 中 同 表 の に お の に い が る 実 の に お の に い ま の に ま の に い ま の に な に な に な に な に な に な に な に な に な に	第十四条 令和六年の特例) (病床転換支援金	付録第一
第七十条第一項 中欄に掲げる字句は 第七十条第で、第十 第七十条第で、第十 第七十条第一項	六年三月三十一日までの間、援金等を納付する都道府県の	二号 第三十四条第一項第
和た法第二十二 所則第二十二 所則第二十二 により読む れた法第七十二	四条 令和六年三月三十一日までの間、都道府県(退職被保険特例)	第

(略)	第十一条第二頁	二号二 二号二 項第	二号イ二号第二項第		(略) 二号ル	二号イ 二号 第二項第	第四条の二第一第九条第二項第
条 五 替 条 条 替 条 五 替 条 条 替 条 第 み 凹 の 条 え の 第 え の 条 え の 第 え の 一 替 条	第七十条第一頁 (略)	第七十五条	(略) 第七十条第一項	(略)	第七十五条	─	(略) 第二条第一項第二号
	付則第七条の規定で (略)	十み七 五替条 条えの	(略) (略) (略)		十み七	(略) (略) (略) (略)	第み四 一番条

第十一条第二項	(略)		- - - 3		第十条第二項第	(略)				二号イ	第十条第二項第	(略)			二号ヌ	第九条第二項第	(略)				二号イ	第九条第二項第	一号ホ	第九条第二項第			項第二号	第四条の二第一	(略)	
第七十条第一項	(略)	(略)		7.F	第七十五条	(略)	(略)				第七十条第一項	(略)	(略)			第七十五条	(略)	(略)				同条第一項	(略)	(略)				第二条第一項第二号	(略)	
附則第二十二条の規	(略)	(略)		·読み 替	附則第二十二条の規	(略)	(略)	項	れた法第七十条第一	定により読み替えら	附則第二十二条の規	(略)	(略)	れた法第七十五条	読み	附則第二十二条の規	(略)	(略)	項	れた法第七十条第一	定により読み替えら	附則第二十二条の規	(略)	(略)	項第二号	えられた第二条第一	により読み	附則第十四条第一項	(略)	項

(削る) (削る) (削る) (料面的組合員を (料面的組合員を (料面的組合員を (料面的組合員を (料面の規定) (利力であるも (本の規定により読み (利力では、それぞ (利力では、それぞ (利力では、それぞ (利力では、それぞ (利力では、それぞ (利力では、それぞ (利力では、それぞ (利力では、それぞ (利力では、それぞ (利力では、それぞ (利力では、それぞ) (利力では、それぞ (利力では、それぞ) (利力では、もなくなくなくなくなくなくなくなくなくなくなくなくなくなくなくなくなくなくなく	第二十条第二号
(東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京) (東京)	第七十五条 第七十五条 第七十五条 第七十五条
(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例) 「経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例) 「大田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・田・	より読み替えられた は第七十条第一項 は第七十五条 が則第七条の規定に は第七十五条 が則第七条の規定に より読み替えられた は第七十五条 が則第七条の規定に より読み替えられた は第七十五条 が則第七条の規定に より読み替えられた
(組合に対する補助 第十五条 平成二十九 適用する場合におり読み 適用する場合におり 満た場がる字句は、 規定により読み 特えられた第五 本では、 を第一項第一号 ロ(2)	第二十条第二号 第二号 7
助の特例) ホ年度及び平成三十年度において、大の春えられた第五条第一項及び第一次では、次の表の上欄に掲げる規定に対する概算納付金の額が付金の額が付金の額が付金の額がである当に対する当に対する当に対する当を無力を乗りがある。	第七十五条 第七十五条 第七十五条
(組合に対する補助の特例) (組合に対する補助の特例) (組合に対する補助の特例) (組合に対する補助の特例) (組合に対する補助の特例) (組合に対する補助の特例) (組合に対する補助の特例) (組合に対する補助の特例) (組合に対する補助の特例)	により読み替えられた法第七十条第一 (略) (略) (略) (略) (略) (略) (の) により読み替えられた法第七十五条の規 により読み替えられた法第七十条第一 により読み替えられた法第七十条第一 により読み替えられた法第七十条条の規

であつて指定組合特並びに経過的組合員	に係る介護納付金
金屋の一般を表現の一般を表現の一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、	
事業所等常勤経	
であつて指定組合特並びに経過的組合員	援金に係る後期高齢者支
並びに	び
期高齢者納付金下同じ。)に係る前	
ないものをいう。以って経過的組合員で	
定被保険者で	
的組合員の世帯	
世帯員(
じ。)でないもの及及び次項において同	
う。以下	
等常動圣過的組合司定する小規模事業所	
組合員(同号ロに規	
事業所等常勤経過的同じ。)又は小規模	
び次項にお	
者をいう。以下この	
第一号イに規定する	

	八条第五項第二号 開関第十三条の 所則第十三条の
	係る部分
(2) (2	(1) 得た額に係る部分 定める割合を乗じて 定める割合を乗じて (1) で、当該(1) 及び(2) に を額に係る部分 (2) に は、当該(1) 及び(2) に は、当該(1) と は、当該(1) と は、も は、も は、も は、も は、も は、も は、も は、も は、も は、も

		-
一号 号 系 第 四 項 第	第五条第二項	
一 厚生労働大臣が 一 厚生労働大臣が 一 でめる組合の組合 である事業主の事 を使用されるもの(業所又は事務所に 業所又は事務所に がある。	組合特定被保険者	付金の前期高齢者交
一 次のイに掲げる 者(経過的世帯員 を除く。)及びロ に掲げる者に係る 部分 標生労働大臣 が定める組合(が定める組合(経過的組合員であつ で指定組合特定被保 険者又は小規模事業 所等常勤経過的組合 員でないもの及び経 過的世帯員であるも のを除く。次項にお のを除く。次項にお	定被保険者又は小規 であつて指定組合員であつて指定組合員でないもの であつて指定組合性 であつて指定組合時 であつて指定組合時 であつて指定組合時 であつて指定組合時 であつて指定組合時 であつて指定組合時 であつて指定組合時 であつて指定組合時 であつて指定組合時

らないことによいな発生の数を受けて同法 つて指定組合特別の組合員である。 使用されるもの に属する者(ロ)及びその世帯 う。)被保険者」とい 条第一項第八号 定被保険者でな り当該指定組合 第七十号)第三 大正十一年法律 従業員を使用す 時三百人以上の 者であつて、常 組合特定被保険 るものに限る。 の被保険者であ の規定による承 る事業主の事業 」という。 (健康保険法 指定組合特定 次号及び次項 て「指定組合 号において

(削る)

第五条第五項第	機関 様定により 表第四項第二号 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の 大学の	
者	者定組合特定被保険	
組合員 指定組合特定被保険 事業所等常勤経過的 事業所等常勤経過的	指定組合特定被保険者を除く。)及保険者を除く。)及保険者を除く。)及保険者を除く。)及保険者を除く。)及な経過的世帯員(指定組合特定被保険者	対して 対して 対して がして がして がり当該指定はよる が現 である が項第一である が項第一 が現 がり組 がり がり がり がり がり がり が

第十六条 れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。は、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そえられた第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合において、十六条(令和元年度において、附則第十三条の規定により読み替

- 16 -

ハ条 替規 附第 定により 第 元 の ままま かっこう ままま かっこう おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	四 (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5
係る部分	の合算額
(2) (1) た め 1 ろ 次	に介護保険法附則第 一に介護保険法附則第 一に対する当該概算納付金の額を控除した関連が 一項に規定する補正 一の割合を乗じて得た の割合を乗じて得た

第十七条 平成三十年度において、圣闘与ヨネー・(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例) 一項第一号ロ(2) により読み替え 第十三条の規定 附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用す とする組合につ るものをいう。 げる字句は、 る場合においては 定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であ 規定により読み 附則第十五条の 部を改正する法律 それぞれ同表の いて、 次条及び附則第十九条において同じ。 もの下同じ。 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲 (平成九年法律第九十四号) 附則第十五条の規定により読み替えられた 下欄に掲げる字句とする。 でな 同じ。) でないもりの(2)び次項において 過的組合員」という的組合員(以下「経 四項 以下同じ。 もの並びに附則第十 合員をいう。 業所等常勤経過的組 過的組合員 規模事業所等常勤経 この②及び次項にお 保険者をいう。 する指定組合特定被 合特定被保険者(第 いて同じ。 に規定する小規模事 付金の額を控 第 であ 附則第七条に規 (健康保険法等の 号イに規定 つて指定組 の額を控除 (同号口 又は小 以下こ でない を組合員 以下

第五条第四項第一 厚生労働大臣一号以上の従業員を次上の従業員を次上の従業員を一月定める組合の組定める組合の組定める組合の組	第五条第二項組合特定被保険者	及びとないものないものは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	
一次のイに掲げる 一次のイに掲げる 一次のイに掲げる 一次のイに掲げる 一次のイに掲げる	(保険者 経過的組合員であつ 所等常勤経過的組合員であるも 過的世帯員であるも のを除く。次項にお のを除く。次項にお のを除く。次項にお	(保険者で 組合特定被保険者で 組合特定被保険者で 相合特定被保険者で 対地・のみび経過的組合員であって指 ないものみび経過的 はいものみび経過 が しょう はいものみび経過 が はいものみび経過 世帯員 は いものみび経過 世帯員 は かいものみび経過 かいものみび経過 は かいものみび経過 かいものみび経過 かいものみび経過 かいものみび経過 かいものみび経過 かいものみび経過 かいものみび経過的 は かいものみびと かいものみのないものみのない かいものみのないる かいものみのないる かいものみのないる かいものみのないる かいものみのないる かいものみのないる かいものみのないる かいものみのないる かいものみのないる かいものみの	経過的総合員の世帯を 以下同じ。) に属する当該組合の がないものをいう。 でないものをいう。

定組合」という口において「指 限る。)及びそ 第八号の規定に 第三条第一項 使用する事業主て、常時三百人 定組合の被保険とにより当該指 るもの(健康保 被保険者であ 以下このイ及び が定める組合 合特定被保険者 者(口、 者であるものに 者とならないこ 険法 (大正十 務所に使用され の事業所又は事 び次項第一号に よる承認を受け て同法の被保険 指定組合の経 厚生労働大臣 いて「指定組 の組合特定 次号及

財則第十五条の 規定により読み を により読み替え により読み替え が が が が が が が が が が が が が が が が が が り が り が り が り が り が り が り が り が り が り が り が り が り が り	株 第四項第二号 開東第二号 の を第四項第二号 の の の の の の の の の の の の の の の の の の の	
第 え 定 則 み 者 指定組合特定被保険	号 五 み の 指定組合特定被保険	
指定組合特定被保険者(経過的世帯員を割かり、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	指定組合特定被保険者 で経過的世帯員(指 で組合特定被保険者 を除く。)及 で組合特定被保険者	一

一項第一号ロ(2) 条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合にお につ 附則第十六条の ては、 八条 それぞれ同表の V 7 次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は 令和元年度において、 附則第十六条の規定により読み替えられた附則第十三 下欄に掲げる字句とする。 もの同じ。) でない 経過的 組合員を組合員とする組合 員でないものをいう であつて経過的組合 て同じ。 的組合員(以下「経 以下同じ。 帯に属する当該組合 の及び経過的世帯員 合員をいう。 四項第一号イに規定 過的組合員」という もの並びに附則第十 の2及び次項におい 業所等常勤経過的組 に規定する小規模事 過的組合員(同号ロ 規模事業所等常勤経 この2及び次項にお 保険者をいう。 する指定組合特定被 合特定被保険者(第 いて同じ。 、経過的組合員の世 であつて指定組) でないも 以下こ 又は小 でない 以 下

一号	第五条第二項	
一 厚生労働大臣が 第八号の規定により 第八号の規定により 第三条第一項 第三条第一項 第三条第一項 第三条第一項 第三条第一項	組合特定被保険者	及び 組合特定被保険者で ないもの
一 者(経過的世帯員 を除く。)及びロ に掲げる者に係る が定める組合(以下この号におる いて「指定組合 いて「指定組合」 いて「指定組合」	経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業員でないもの及び経員がないもの及び経過的世帯員であるものを除く。次項におのを除く。次項において同じ。)	※以下同じ。) 並びに 組合特定被保険者で が組合員であつて指 に組合特定被保険者で では小規模事業所等 でがに経過 では小規模事業所等 でがに経過 がいもの及び経過的

活の被保険者となる おの被保険者となる。)及びそのに限 をいう。)及びそのに限 をいう。)に係る をいう。)に係る をいう。)に係る

被保険者」とい
「指定組合特定 るものに限る。 の被保険者であ に属する者(ロ)及びその世帯 者であ 認を受けて同法 条第一項第八号 第七十号) 所又は事務所に らないことによ の被保険者とな の規定による承 大正十一年法律 使用されるもの る事業主の事業 従業員を使用す 時三百人以上 (健康保険法 つて、 第三

(削る)

もの並びに附則第十 以下同じ。) でない	もの 以下同じ。) でない	規定により読み
(字句)は マ	10.	12 13
では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ		り読み替えられた
付則第十三条の規定ことの各年度において、経過	一年度から令和五年度まで	内組合員を組合員とする組合こ第十九条令和二年度から令和五
組合員		
事業所等常動圣過内除く。)及び小規模		
経過	者	一号
指定組合特定被保険	指定組合特定被保険	第五条第五項第
を除く。)		
定組合特定被保険者		
貝(
保険者を除く。)及		条第四項第二号
指定		た第
組	者	より読
指定組合特定被保険	指定組合特定被保険	附則第十三条の
」という。)		
勤経過的組合員		
規模事業所等常		
号において「小		
もの(次項第一		
の組合員である		
り当該指定組合		
らないことによ		
の被保険者とな		
認を受けて同法		
の規定による承		

同のよ過

							条第一項第一号
組合特定被保険者で	及 ゾ						
勤 は 組 組 い 合 で	並びこ 。以下同じ。) 。以下同じ。)	組合特定被保険経過的組合員の担保を通り組合員の	の20 で同じ。) でないも の20 の20 の20 の20 の20 の20 の20 の20	業所等常勤経過的組に規定する小規模事の組合員(同号ロ	規模事業所等常勤経 いて同じ。) 又は小 この(2)及び次項にお	する指定組合特定被四項第一号イに規定合特定被保険者(第一のでは、	

一 号 五 条 第 四 項 第	第五条第二項
一 厚生労働大臣が 特定被保険者である組合の組合が 高。) 第三条第一項 一 一 厚生労働大臣が を	組合特定被保険者
一 大のイに を除く。)をには を除く。)をには を除く。)をには を除く。)をには を除く。)をには を除く。)をには を除く。)をには を除く。)という。)の が定める者に係る が定める者に係る が定める組合 には事業員をいう。)の を解える部分 を解える部分 を解える部分 を解える部分 を解える。)を を解える。)を をのれた。 を解える。)を をのれた。 を解える。)を をのれた。 をのれた。 をのれた。 をのれた。 をのれた。 をのれた。 をのれた。 をのれた。 をのから。)の をのもの。 をのる。 をのる。 をのもの。 をのる。 をの。 をのる。 をの。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をのる。 をの。 をのる。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの。 をの	は 世帯員

部分 零 において「指定組 をいう。)に係る をいう。)に係る

の被保険者とな の規定による承 の規定による承

第七十号)

第二

らないことによ

- 28 -

(削る)

2

(略)

、調整交付金 の特

第十六条 第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額の九分の七に相当)」と、同条第六項中「普通調整交付金の総額」とあるのは「法例調整交付金(第六項において単に「特例調整交付金」という。 あるのは「普通調整交付金及び附則第十六条第二項に規定する特する。この場合において、第四条第四項中「普通調整交付金」と、普通調整交付金及び特別調整交付金のほか、特例調整交付金と、十六条 法第七十二条第一項に規定する調整交付金は、当分の間 する額から特例調整交付金の総額を控除した額」とする。 法第七十二条第一

> 一号 第五条第五項第 条第四項第二号 替えられた第五 規定により読み 附則第十三条の 者| 指定組合特定被保険 者指 定組合特定被保険 保険者を除く。)及員(指定組合特定被 事業所等常勤経過的除く。)及び小規模 者(経過的世帯員を 指定組合特定被保険 定組合特定被保険者び経過的世帯員(指 保険者を除く。 指定組合特定被保険 を除く。 合員 勤経過的組合員 規模事業 という。 派所等常

2

する額から特例調整交付金の総額を控除した額」とする。

第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額の九分の七に相当

)」と、同条第六項中「普通調整交付金の総額」とあるのは「法例調整交付金(第六項において単に「特例調整交付金」という。

あるのは「普通調整交付金及び附則第二十条第二項に規定する特

する。この場合において、第四条第四項中「普通調整交付金」と、普通調整交付金及び特別調整交付金のほか、特例調整交付金と

、調整交付金のほか、特例調整交付金と項に規定する調整交付金は、当分の間

一十条

法第七十二条第一

整交付金

の特

例

財 政 安 定 基 金 _ の 特 例

第 の市 + 町村に対し 日 「までの」 条 都道 間 府 県は 保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健財政安定化基金を、特例事業(当該都道府県内 4 成三 + 年四 月 日から令和六年三月三 付録第一

(第五条関係)

 $(r-1) \times 2 /$

\3 ÷

 $\widetilde{\cap}$

(A + A)

В)

X 0

ယ +

(A+B) $\times 1 \times 3$

合における次の数値を表すものとする。この式において、A、B、C、D及び D及びrは、 それぞれ当該組

> きるものとする。 康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業をい 以下この条において同じ。)に必要な費用に充てることがで

- 2 号に掲げる事業に係る会計及び第二十一条の二第二項に規定する 都道府県は、 特例事業に係る会計を法第八十一条の二第一 項 各
- 3 る。 金の額は、 財政調整事業に係る会計と区分して経理しなければならない。 都道府県が当該年度における特例事業に充てることができる資 当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額を限度とす
- 基金の残高の額 当該年度の前年度の末日における特例事業に係る財政安定化
- 当該年度における次に掲げる額の見込額の合算額
- れる額 ち、 等の一 則第六条第三 の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法 特例事業に要する費用に充てるものとして交付さ三項の規定により当該都道府県に交付される補助
- 口 一政安定化基金に繰り入れる額 当該都道府県が特例事業に要する費用に充てるものとして 第三項第二号及び第二十二条第三項の規定による繰入金の 第一 $\overline{+}$ 条、 第 一 十 条の
- 4 並びに前条及び附則第二十定の適用については、同項 特例事業を行う都道府県についての第二十 額を除く。 同項第二号中「及び前条」とあるのは、 一条第三項第二号ロ」とする。 条の二第三項の規

付 1録第一 (第五条関係

 $\stackrel{\frown}{ imes}$ $(r-1) \ \ \div$ $\widetilde{\mathbb{C}}$ (A+B)

おける次の数値を表すものとする。この式において、A、B、C及びェは、 それぞれ当該組合に

В (略)

D|C|A整後調整対象基準額 高齢者医療確保法第三十四条第 項第 項第 一号ロの概算報酬調一号イ(3)に掲げる額

(略)

合計値、Cの値並びにDの値が等しい場合にあつては、零とす二 この式により算定した割合が零を下回る場合又はA及びBの

付録第二(附則第十三条関係)

A+B) } $\times 2 / 3 + \{D-(A+B)\} \times 1 / 3$

 $\{E \times (s \times r - 1) + A \times \}$ (r – $\times 1 / 3$ ÷ \widetilde{C}

D A ~ れ当該組合における次の数値を表すものとする。この式において、A、B、C、D、E、r及び 整後調整対象基準額高齢者医療確保法第三十四条第 (略) D 項 第一 r及びsは、 号 口 0 概算報酬 それぞ 調

Е 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ②に掲げる額

し、A及びBの合計値、Cの値並びにDの値が等しい場合にあ一 この式により算定した割合が零を下回る場合にあつては零と r • s つては一とする。 (略)

> В 略

C|A高齢者医療確保法第三十四条第 項第 号イ(3)に掲げる額

(略)

合計値がCの値と等しい場合にあつては、零とする。 この式により算定した割合が零を下回る場合又はA及びB

録第二 (附則第十三条関係

 $\stackrel{\frown}{\mathsf{D}}$ $(s \times r - 1)$ + $\{C$ (A+B)

 D
 高齢者医療確保法第三十四条第一 A ~ C
 (略)

 この式において、A、B、C、D、

 のとする。 r 及び s は、 それぞれ当

る。 し、A及びBの合計値がCの値と等しい場合にあつては一とすこの式により算定した割合が零を下回る場合にあつては零と

高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ⑵に掲げる額

 \bigcirc 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号)(抄)(第二条関係

(傍線部分は改正部分)

	は、令和七年度とする。第八条の二年時別第九条の二第一項に規定する政令で定める年度(法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度)	三十一日とする。 第五条 法附則第二条に規定する政令で定める日は、令和八年三月(法附則第二条に規定する政令で定める日)	附則	一・一○とする。 第一条の七 法第三十八条第五項の政令で定める割合は、百分の十(法第三十八条第五項の政令で定める割合)	・○○とする。 第一条の六 法第三十八条第四項の政令で定める割合は、百分の六(法第三十八条第四項の政令で定める割合)	改正案
	は、令和五年度とする。 第八条の二 法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度 (法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度)	三十一日とする。 第五条 法附則第二条に規定する政令で定める日は、令和六年三月 (法附則第二条に規定する政令で定める日)	附則	・二五とする。第一条の七 法第三十八条第五項の政令で定める割合は、百分の八(法第三十八条第五項の政令で定める割合)	・九八とする。 第一条の六 法第三十八条第四項の政令で定める割合は、百分の五(法第三十八条第四項の政令で定める割合)	

三項	第 写 四 十 六 条 第	第百四十三条第
齢者交付金を対し前別のできません。 おります。 は、またのではでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、またのでは、また	第百三十九条第一頁第一号に掲げる業務でとに、定する業務ごとに、定する業務ごとに、定する業務ごとに、定する業務ごとに、定する業務がとに、場がに同条第二項に規がる業務が	- 出産定及金か号す齢る一 金育すび等らにる者保項
	付削第十一条第一頁	略 徴病規則 略 略
	第写四十六条第	第 百 四 十 三 条
ります。 は 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学	第百三十九条第一項 (略) (略) (略)	
務で付金を交付する業を付金を交付金を変けする業がある。	代明第十一条第一頁	をらに附し、一般病規則略略

条第三頁こ規定する病末転喚助成事業第十四条 附則第十二条の規定により読定の読替え)(病床転換助成事業関係業務が終了す	(略) (略)	一項第二号	第百六十八条第 第百四十二条第	(略) (略)	び出産育児交付で出産育児交付			(略) (略)	(略)	業務	児交付金を交付する	保険者に対し	項第三号に担	
条第三項に規定する病床転換助成事業関係業務が終了するまでの十四条 附則第十二条の規定により読み替えられた法第百三十九定の読替え)(病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規(病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規	(略)	百四十二条第一項において準用する第	項一附則第十一条第二項	(略))	及 	· 病宋転換助成交付金	(略)	(略)		<u> </u>	し出産育	規定する	同

第百六十八条第

第百四十二条

(略)

(略)

略

一項第二号

(略)

略

(略)

第百四十八条

(略) (略) (略)

病床転換助成交付金

略略

を交付する業務

略

る字句とする。 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる法間における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法

第百四十二条第

事 (略)

(略)

項

(略) 事項(前期高齢者交 所則第十二条におい で読み替えられた第 で読み替えられた第

一百三十九条第三項に		
て読み替えられた		
附則第十二条にお		
算定等に関する政		
医療の国庫負担金		
付金及び後期高齢		
事項(前期高齢者交	事項	第百四十二条
(略)	(略)	(略)
		る字句とする。
これぞれ同表の下欄に	欄に掲げる字句は、そ	の規定中同表の中
次の表の上欄に掲げ	定の適用については、	間における法の規
事業関係業務が終了するま	でする病床転換助成事業関	規定
り読み替えられた法第百三十	の規定によ	第十匹条 附則第十二条

(略)							
(略)							
(略)	める事項を除く。)	令	に係る事	業関係業務」という	下「病床転換助成事	成事業関係業務(以	
(略)							
(略)							

 \bigcirc 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)(抄)(第三条関係)

、病床転換支援金等及び日雇拠出金」第一号及び第六十七条第三項中「及び第二十二条」と、第二十九条、第四条 令和八年三月三十一日までの開第四条 令和八年三月三十一日までの開第一条 令和八年三月三十一日までの開第一条 特別大援金等の経過措置)	改
と日本 と日本 と日本 と 日本 と 日本 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	正
あ五 並 定 で に は 「 項 法 病 第 で に 表 第 で に ま が に ま が に ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	案
(病床転換支援金等の経過措置) (病床転換支援金等、日雇拠出金」とあるのは「病床転換支 別第七条第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支 関第七条第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支 関第七条第一項に規定する病床転換支援金等(以下「病床転換支 関金等、日雇拠出金」とする。	現
日雇拠出金」とあるのは「病床転換支 第四十六条、第六十五条第一項第一号 所床転換支援金等(以下「病床転換支 病床転換支援金等(以下「病床転換支 法第百七十三条」と、前条の規定により読 活の間、前条の規定により読 はの規定により読	行

(傍線部分は改正部分)

一一	(病 に 云 奥 乞 爰 ら) と り しょう いっぱい しょう はいまい しょう はいまい しょう はいまい しょう はいまい しょう はい しょう はい しょう はい しょう はい しょう はい しょう しょう しょう しょう しょう しょう はい はい しょう はい しょう はい しょう はい はい しょう はい しょう はい しょう はい はい しょう はい しょう はい はい しょう はい	改
第一項	奥乞受会等と内ナトる且合つ寺町:則	正
別に放送がには、後ろのでは、大きないのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないのでは、大きなのでは、ためでは、大きなのでは、大きなのでは、ためでは、ためでは、ためでは、ためでは、ためでは、ためでは、ためでは、ため	真之	案
*** *** *** *** *** *** *** *	(現
(大)	且 }	
での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等での間、組合(被用者保険等を援金等(以下「病」を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	7.	行

第二十条第三項		第十九条第三項		第二号第二項	第一片第二項	
第七十三条第一項	等及び日雇拠出金、後期高齢者支援金のは「とあるのは「	後期高齢者支援金等」という。 で大援金等」という。 で大援金等」という。 で大援金等」という。 で大援金等」という。	金、後期高齢者支援	第七十三条第一項	第七十三条第一項	(各)
法第七十三条第一項法第七十三条第一項	び日雇拠出金 病床転換支援金等及 のは「、	以下「病床転換支援 金等」という。) 金等」という。)	、後期高齢者支援金	は第七十三条第一項 はり読み替えられた はり読み替えられた	法第七十三条第一項法第七十三条第一項	(格) という (格) とり読み替えられた
第二十条第三項		第十九条第三項		第二号第二項	第一号第二項	
			_			
第七十三条第一項		後期高齢者支援金等	を並びに を並びに を並びに	第七十三条第一項	第七十三条第一項	(各)

令和八年三月三十一日までの間、被用者保険等保険者である組第二十九条の八 第七十六条第二項 法第七十六条第二項 より読み替えられた より読み替えられた より読み替えられた はい (略) (略) (略) (略)	2		
で、被用者保険等保険者である 上り読み替えられた 上り読み替えられた 二項 附則第七条の規定に	令和八年三月三	十	(略)
険者である	間、	_	(略)
	険者である	法第七十六条第二項より読み替えられた	(略)

項中「第七十六条第二項」とあるのは、「附則第六条」とする。規定を準用する。この場合において、同項の表第二十九条の八の条及び第二十九条の八の規定を適用する場合においては、前項の合について、前条の規定により読み替えられた第十九条、第二十2 令和八年三月三十一日までの間、被用者保険等保険者である組

基準の特例) (病床転換支援金等を納付する都道府県内の市町村の保険料賦課

に掛ける。写作と言え	70	
第二十九条の七	第七十六条第一項	附則第七条の規定に
第一項		法第七十六条第一項より読み替えられた
-	第七十五条の七第一	附則第七条の規定に
第一項第一号	項	項 第七十五条 り読み替え
	(略)	(略)
_	第七十五条の七第一	附則第七条の規定に
第一項第二号	項	より読み替えられた
		法第七十五条の七第
		一項

2					
令和六年三月三				第二十九条の八	(略)
十一日までの間、こ				第七十六条第二項	(略)
被用者保険等保険者である組	項	れた法第七十六条第一	定により読み替えら	切 附則第二十二条の規	(略)

「項中「第七十六条第二項」とあるのは、「附則第九条第二項」と規定を準用する。この場合において、同項の表第二十九条の八の条及び第二十九条の八の規定を適用する場合においては、前項の合について、前条の規定により読み替えられた第十九条、第二十合について、前条の規定により読み替えられた第十九条、第二十一年での間、被用者保険等保険者である組

基準の特例) ――(病床転換支援金等を納付する都道府県内の市町村の保険料賦課

欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。る場合においては、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中所属市町村を除く。)について、第二十九条の七の規定を適用す第四条(令和六年三月三十一日までの間、市町村(退職被保険者等)

第第	Š	第 第	第第に
一項第二号	· I	一頁第一号	第二年九条の七二十九条の七二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十
項七十五条の七第一	(略)	第七十五条の七第一	第七十六条第一項
比第一頁れた法第七十五条の定により読み替えら定により読み替えら	五	だこより売み替える 一項 一項 一項 一条の規	

第二十九条の七		第二十九条の七	1) 第三項第一号口	第三貝第一片に第二十九条の七	(略)		第三項	第二十九条の七		(2)	_	第二十九条の七			(2)	第二項第一号イ	第二十九条の七			第二項	第二十九条の七				第二十九条の七	
第七十五条	-	第七十六条第一項		第七十五条	(略)			第七十六条第一項	(略)			第七十五条	(略)			項	第七十五条の七第一				第七十六条第一項			項	第七十五条の七第一	(略)
附則第七条の規定に	十六条第一	附則第七条の規定に	より読み替えられた	附則第七条の規定に		法第七十六条第一項	より読み替えられた	附則第七条の規定に	(略)	法第七十五条	より読み替えられた	附則第七条の規定に	(略)	一項	法第七十五条の七第	より読み替えられた	附則第七条の規定に		法第七十六条第一項	より読み替えられた	附則第七条の規定に	一項	法第七十五条の七第	より読み替えられた	附則第七条の規定に	(略)
第二十九条の七	項	第二十九条の七	1) 第三項第一号;口	第二十九条の七	(略)		第三項	第二十九条の七		(2)	垣	十九九			(2)	第二項第一号イ	第二十九条の七			第二項	第二十九条の七			第一項第三号	第二十九条の七	
第七十五条		第七十六条第一項		第七十五条	(略)			第七十六条第一項	(略)			第七十五条	(盤)			項	第七十五条の七第一				第七十六条第一項		•	項	第七十五条の七第一	(略)
附則第二十二条の規	一項では、おいては、これで、というでは、これで、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで	則第二十	- たにより討み替え	附則第二十二条	(略)	一項	定により読み替えら	附則第二十二条	(略)	れた法第七十五条	定により読み替え	附則第二十二条	(略)	七第一項	れた法第七十五条	定により読み替えら	附則第二十二条	一項	一れた法第七十六条第	定により読み替えら	附則第二十二条	七第一項	一れた法第七十五条の	一定により読み替えら	附則第二十二条	(略)

		第五項	第二十九条の七	(1)	第四項第一号口
			第七十六条第一項		
	法第七十六条第一項	より読み替えられた	附則第七条の規定に	法第七十五条	より読み替えられた
		第五項	第二十九条の七	(1)	第四項第一号口
			第七十六条第一項		
一項	れた法第七十六条第	定により読み替えら	附則第二十二条の規	れた法第七十五条	一定により読み替えら